

利用料表(概算)

神戸市

さん舞子神港園デイサービスセンター

令和8年7月1日

I 介護保険サービス利用料 【通常規模型通所介護費】 単位(円)

要介護度	サービス種別	介護保険基本金額		
		1割負担	2割負担	3割負担
		1か月		
事業対象者	通所型独自サービス	1,895	3,790	5,685
支援 1	介護予防通所サービス	1,895	3,790	5,685
支援 2	介護予防通所サービス 週 1 回程度	1,895	3,790	5,685
	介護予防通所サービス 週 2 回程度	3,817	7,633	11,450
		1日		
介護1	6時間以上7時間未満	616	1,231	1,847
介護2	6時間以上7時間未満	727	1,453	2,179
介護3	6時間以上7時間未満	839	1,678	2,517
介護4	6時間以上7時間未満	950	1,900	2,849
介護5	6時間以上7時間未満	1,063	2,125	3,188

II その他のサービス利用料

	サービス項目	内容	頻度	金額
1	給食等の食事	昼食、おやつ等の料金	1回	800
2	タオルリース	入浴時のバスタオル等リース料金	1回	33
3	連絡ファイル	連絡票、配布物等を入れるケースファイル料金	1個	55
4	各種クラブ活動	各種クラブ活動に必要な備品購入等にかかる料金	1回	実費
5	外出レクリエーション	外出レクリエーションにかかる料金	1回	実費
6	喫茶	施設内喫茶における、珈琲等の料金	1回	実費
7	パッド(排泄物品)	利用時におけるはき替え用のパッド料金	1枚	22
8	リハビリパンツ(排泄物品)	利用時におけるはき替え用のリハビリパンツ料金	1枚	88
9	布パンツ(排泄物品)	利用時におけるはき替え用の布パンツ料金	1枚	330
10	洗濯	利用時における衣類の洗濯にかかる料金	1回	330
11	写真現像	写真現像にかかる料金	1枚	33

※ I ・ II ・ において該当する部分の合計額が個人負担額の概算金額となります。

III その他の実費サービス

	サービス項目	内容	頻度	金額	
1	理美容	カット等の理美容にかかる料金	1回	カット 2,200	顔そり 880

※3名様以上 1,595

※ヘアカットご利用の女性の方は顔そりサービス
※金額は、税込み金額となります。

介護保険サービス 加算項目説明

単位(円)

Ⅳ①【要支援1・2、事業対象者】介護保険サービス利用料

加算名称	月額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
栄養改善加算	211	422	633	栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される食事相談や栄養管理であり、利用者の心身の状態の維持又は向上に向けた対応を行った場合
口腔機能向上加算Ⅰ	159	317	475	利用者の口腔機能の向上を目的とした、口腔内の清潔・摂食・嚥下機能に関する訓練を必要性において行う場合
生活機能向上連携加算Ⅱ（/月）	211	422	633	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所を訪問し、協同でアセスメントを行い、運動器機能向上計画等を作成した場合
一体的サービス提供加算	506	1,012	1,518	基準に適合する事業所により、栄養改善サービス・口腔機能向上サービス両方を実施した場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ（事業対象者・要支援1）（要支援2 週1回程度）	76	152	228	要支援1の状態区分の方を対象とし、当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること
サービス提供体制強化加算Ⅱ（要支援2 週2回程度）	152	304	456	要支援2の状態区分の方を対象とし、当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること
科学的介護推進体制加算（/月）	43	85	127	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
送迎未実施減算(片道)	△ 50	△ 99	△ 149	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基準単位＋各加算に120/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

Ⅳ②【要介護1～5】介護保険サービス利用料

加算名称	日額			内容
	1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	43	85	127	入浴介助を行った場合
個別機能訓練加算(Ⅰロ)	81	161	241	機能訓練指導員の職務に従事する職員により、機能訓練計画に沿った計画的な機能訓練を行う場合 (サービス提供時間常通じて機能訓練指導員配置)
個別機能訓練加算(Ⅰイ)	59	118	177	機能訓練指導員の職務に従事する職員により、機能訓練計画に沿った計画的な機能訓練を行う場合
個別機能訓練加算Ⅱ	21	42	63	個別機能訓練計画などの内容を厚生労働省へ提出する
生活機能向上連携加算Ⅱ（/月）	211	422	633	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所を訪問し、協同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成した場合
※個別機能訓練加算を取得している場合(/月)	106	211	317	
栄養改善加算（月2回まで）	211	422	633	栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される食事相談や栄養管理であり、利用者の心身の状態の維持又は向上に向けた対応を行った場合
口腔機能向上加算Ⅰ（月2回まで）	159	317	475	利用者の口腔機能の向上を目的とした、口腔内の清潔・摂食・嚥下機能に関する訓練を必要性において行う場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	38	57	当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること
科学的介護推進体制加算（/月）	43	85	127	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況など、心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出
送迎未実施減算(片道)	△ 50	△ 99	△ 149	事業所が送迎を行わなかった場合
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基準単位＋各加算に120/1000を乗じた単位数により計算された額の1割～3割			

概算利用料金

Ⅰ 介護保険サービス利用料

Ⅱ その他のサービス利用料

合計

＋

=